

改正後

別表				
学校区分	A 群	B 群	C 群	D 群
小学校	(釧路市) 釧路 中央 桜が丘 鳥取 共栄 城山 青葉 湖畔 大楽毛 朝陽 光陽 清明 新陽 東雲 愛国 鳥取西 武佐 昭和 美原 興津 鶴野 芦野 (釧路町) 富原	(釧路市) 山花 阿寒 (釧路町) 別保 遠矢 昆布森 (鶴居村) 鶴居 幌呂 下幌呂 (白糠町) 白糠 庶路	(釧路市) 中徹別 仁々志別 音別 (厚岸町) 厚岸 真龍 太田 床潭 (標茶町) 標茶 磯分内 中茶安別 塘路 阿歴内 (弟子屈町) 弟子屈 (白糠町) 茶路	(釧路市) 阿寒湖 (釧路町) 知方学 (厚岸町) 高知 (浜中町) 霧多布 浜中 茶内 散布 茶内第一 (標茶町) 虹別 久著呂中央 沼幌 (弟子屈町) 和琴 美留和 奥春別 昭栄 川温
中学校	(釧路市) 幣舞 北 春採 鳥取 共栄 景雲 青陵 大楽毛 桜が丘 美原 鳥取西 (釧路町) 富原	(釧路市) 山花 阿寒 (釧路町) 別保 遠矢 昆布森 (鶴居村) 鶴居 幌呂 (白糠町) 白糠 庶路	(釧路市) 音別 (厚岸町) 厚岸 真龍 太田 (標茶町) 標茶 中茶安別 塘路 阿歴内 (弟子屈町) 弟子屈 (白糠町) 茶路	(釧路市) 阿寒湖 (厚岸町) 高知 (浜中町) 霧多布 浜中 茶内 散布 (標茶町) 虹別 久著呂中央 (弟子屈町) 川温

改正前

別表				
学校区分	A 群	B 群	C 群	D 群
小学校	(釧路市) 釧路 中央 桜が丘 鳥取 共栄 城山 青葉 湖畔 大楽毛 朝陽 光陽 清明 新陽 東雲 愛国 鳥取西 武佐 山花 昭和 美原 興津 鶴野 芦野	(釧路市) 阿寒 音別 (釧路町) 別保 遠矢 昆布森 富原 (厚岸町) 厚岸 真龍 太田 (標茶町) 標茶 磯分内 (弟子屈町) 弟子屈 (鶴居村) 鶴居 幌呂 下幌呂 (白糠町) 白糠 庶路	(釧路市) 中徹別 仁々志別 阿寒湖 (厚岸町) 床潭 (標茶町) 中茶安別 塘路 阿歴内 (弟子屈町) 和琴 美留和 奥春別 昭栄 川温 (白糠町) 茶路	(釧路町) 知方学 (厚岸町) 高知 (浜中町) 霧多布 浜中 茶内 散布 茶内第一 (標茶町) 虹別 久著呂中央 沼幌
中学校	(釧路市) 幣舞 北 春採 鳥取 共栄 景雲 青陵 山花 大楽毛 桜が丘 美原 鳥取西	(釧路市) 阿寒 音別 (釧路町) 別保 遠矢 昆布森 富原 (厚岸町) 厚岸 真龍 太田 (標茶町) 標茶 (弟子屈町) 弟子屈 (鶴居村) 鶴居 幌呂 (白糠町) 白糠 庶路	(釧路市) 阿寒湖 (標茶町) 中茶安別 塘路 阿歴内 (弟子屈町) 川温 (白糠町) 茶路	(厚岸町) 高知 (浜中町) 霧多布 浜中 茶内 散布 (標茶町) 虹別 久著呂中央

釧路管内教職員人事異動要項の改正について

発行／北海道教育庁釧路教育局

1 改正の趣旨

釧路管内の教職員人事については、「釧路管内教職員人事異動実施要項（昭和54年3月31日北海道教育庁釧路教育局長決定）」に基づき、管内教育水準の維持向上のため、学校運営の円滑な推進と教育実践の向上に資する人事異動に努めているところであり、異動基準については、管内の小中学校を所在地域、学校規模等に応じ、A・B・C・Dの4群に区分し、原則として4群の学校勤務を経験することとしてきたところです。

しかし、現在の要項は、制定から30年以上が経過しており、この間へき地級の見直しが数回行われ、児童生徒数の減少に伴い学校の統廃合も行われており、交通事情を含め、学校を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、地域間の教職員構成の不均衡も生じており、今後バランスの取れた教職員の配置を進め、より円滑な人事交流の促進と学校の活性化を図る必要があることから、人事異動要項の一部改正を行うこととしました。

2 改正の経過

今回の改正に向けて、平成25年度から市町村教育委員会担当次課長をメンバーとしたワーキンググループ会議において改正の考え方を整理し、管内市町村教育委員会教育長会議において議論してきました。

また、各市町村教育委員会教育長及び校長会の代表者をメンバーとした教職員人事推進会議を本年7月17日に実施して、改正案を最終決定することができました。

3 釧路管内における若手教員の人材育成

新採用者については、基準勤務年数となる4年目以降において、出身地等への転出希望が多く、管内で中堅となる前に多くの若手教員が転出し、その穴埋めに新採用者や期限付を採用してきました。

このことから、「道立学校、他教育局管内（札幌市を含む）への異動を希望する者については、原則、釧路管内に2校7年以上勤務した者とする。」と改正し、新採用者等の他管内への異動について、一定の制限をかけるとともに、管内において時間をかけて人材を育成してから異動させることとします。

また、新採用者の原則4年でのA・B群からC・D群への異動促進を図ることで、都市部と郡部の交流を促進します。

なお、2校7年以上の根拠としては、新採用者の基準勤務年数4年と異動希望の対象年数3年の合計7年とします。

※ 適用の時期については、他管内への人材の流出を防ぐことや都市部と郡部の交流促進を図る上でも早急な実施が望まれますが、次年度に他管内への異動を予定している場合も考えられることから、1年間延長して平成28年度からの適用とします。

【新採用者等他管内への異動状況（教諭）】

	H26	H25	H24	H23	H22
他管内転出者	15人	15人	24人	16人	23人
うち新採用後最初の異動	11人	11人	11人	11人	13人

※広域人事異動者を除く

## 4 群の見直し

釧路管内においては、釧路市から通勤している教員が6割（64％）を超え、釧路市と釧路町を合わせると7割（73％）を超える教員が通勤しているのが現状であります。

これらのことから、群の見直しに当たっては、釧路駅からの距離数を基本にして、へき地級、学校規模、自宅所有率などを勘案して決定します。

- ① 釧路市内（旧釧路市）及び釧路市に隣接している富原小、富原中をA群とします。  
ただし、山花小中については、へき地1級であり釧路駅から20km近くの距離があるためB群とします。
- ② 釧路駅から概ね40km以上をC群、60km以上をD群とします。  
ただし、町内の中心所在地、へき地級、学校規模、自宅所有率等も勘案し決定します。  
なお、概ね40km以上60km未満であっても、へき地3級以上の学校はD群とします。
- ③ 釧路駅から概ね20km以上40km未満であっても、へき地3級以上又は小規模校（児童生徒数が概ね10名以下）の学校についてはC・D群とします。

## 5 基準勤務年数の見直し

全道的に見て基準勤務年数については、郡部以外の多くの地域で6年を基準としています。

釧路管内においては、A・B群が7年と他局に比較して長い期間で設定しているため、全体的に教員の1校当たりの勤務年数の長期化が進んでおり、人事異動の活性化を図る観点から、B群については基準勤務年数を6年とします。

また、新採用者の採用年齢も上がっていることから、多くの多様な学校を経験するためにも、基準勤務年数の短縮が必要と考えています。

## 6 その他

人事異動の促進と要項の趣旨の徹底を図るために、「6異動上の留意点」について

- (1)「基準勤務年数をこえた者の異動に努める。」から「原則、異動するものとする。」
- (2)「多くの市町村を経験するよう努める。」から「経験するものとする。」
- (3)「新採用者の異動については、特にA・B群にあってはC・D群に異動するよう努める。」から「原則、A・B群にあってはC・D群に異動するものとする。」等の文言を整理しました。

## 7 教職員のみなさんへ

教職員は、様々な地域や異なる学校に勤務し、多くの子ども・保護者・同僚との関わりの中で、教職員としての資質の向上が図られます。

教職員の皆さんには、それぞれの教職員としての資質向上及び釧路管内全体の教育水準の維持・向上を図る観点から、要項に基づく異動の徹底に御理解と御協力をお願いします。

### 釧路管内教職員人事異動実施要項【新旧対照表】

別記

	改正後	改正前
1	<p>異動方針 管内教育水準の維持向上に資するため、北海道公立学校教職員人事異動要綱（昭和53年9月29日北海道教育委員会決定）及び北海道公立小中学校教職員人事異動実施要領（昭和53年9月29日北海道教育委員会決定）に基づき、管内的視野に立って教職員の理解のもとに人事交流が公正かつ円滑に行われるよう、この要項によって人事異動を行う。</p> <p>2 異動の基準 (1) 学校区分 管内の小中学校を所在地の実情に応じ、A、B、C、Dの4群に区分する。 各群に属する学校は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 基準勤務年数 (7) 各群における一校の基準勤務年数は原則として下記の年数とする。 A群 7年 B群 6年 C群 5年 D群 4年</p> <p>(1) 新採用者の基準勤務年数は原則として4年とする。</p> <p>3 異動に当たっては、在任期間中原則として異動基準による4群の学校勤務を経験するものとする。</p> <p>4 異動の対象者 (1) 基準勤務年数に達した者。 (2) 学校の統廃校による過員及び免許教科等教職員構成上不均衡を生じた場合。 (3) 異動を希望する者で、原則として同一校3年を経過した者。 (4) 特別の事情により止むを得ないと認められる者。 (5) 道立学校、他教育局管内（札幌市を含む。）への異動を希望する者については、原則、釧路管内に2校7年以上勤務した者とする。</p> <p>5 異動の手続 (1) 教職員個々の実情を把握するため、別に定める個人調書の提出を求めるとともに必要に応じ面接を行う。 (2) 教職員構成の適正を図るため、学校長から当該教育委員会を経由して、別に定める学校職員構成調書の提出を求めらる。</p> <p>6 異動上の留意点 (1) 同一校で基準勤務年数をこえた者は、原則、異動するものとする。 (2) 異動に当たっては、多くの市町村を経験するものとする。 (3) 新採用者の異動については、原則、A・B群にあってはC・D群に異動するものとする。 (4) 事務職員及び栄養職員の異動に当たっては、教員に準じて行う。 (5) 教職員個々の特殊事情については、公平を欠かぬよう配慮する。 (6) D群から異動する場合、希望等を考慮する。</p>	<p>1 異動方針 管内教育水準の維持向上に資するため、北海道公立学校教職員人事異動要綱（昭和53年9月29日北海道教育委員会決定）及び北海道公立小中学校教職員人事異動実施要領（昭和53年9月29日北海道教育委員会決定）に基づき、管内的視野に立って教職員の理解のもとに人事交流が公正かつ円滑に行われるよう、この要項によって人事異動を行う。</p> <p>2 異動の基準 (1) 学校区分 管内の小中学校を所在地の実情に応じ、A、B、C、Dの4群に区分する。 各群に属する学校は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 基準勤務年数 (7) 各群における一校の基準勤務年数は原則として下記の年数とする。 A群 7年 B群 7年 C群 5年 D群 4年</p> <p>(1) 新採用者の基準勤務年数は原則として4年とする。</p> <p>3 異動に当たっては、在任期間中原則として異動基準による4群の学校勤務を経験するものとする。</p> <p>4 異動の対象者 (1) 基準勤務年数に達した者。 (2) 学校の統廃校による過員及び免許教科等教職員構成上不均衡を生じた場合。 (3) 異動を希望する者で、原則として同一校3年を経過した者。 (4) 特別の事情により止むを得ないと認められる者。</p> <p>5 異動の手続 (1) 教職員個々の実情を把握するため、別に定める個人調書の提出を求めるとともに必要に応じ面接を行う。 (2) 教職員構成の適正を図るため、学校長から当該教育委員会を経由して、別に定める学校職員構成調書の提出を求めらる。</p> <p>6 異動上の留意点 (1) 同一校で基準勤務年数をこえた者の異動に努める。 (2) 異動に当たっては、多くの市町村を経験するよう努める。 (3) 新採用者の異動については、特にA・B群にあってはC・D群に異動するよう努める。 (4) 事務職員及び栄養職員の異動に当たっては、教員に準じて行う。</p> <p>7 経過措置 この要項に定める異動には、次の経過措置を設ける。 (1) A群から異動した者については、基準勤務年数経過後の異動に当たっては希望等を十分考慮する。 (2) D群から異動する場合、希望等を十分考慮する。</p>
別記	<p>附則 1 この要項の改正は、平成26年7月17日から施行する。 2 経過措置 4の(5)については、平成28年4月1日以降の異動者から適用する。</p>	